



【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には事前取締役会での審議を要することを定めております。

また、当社役員が実質的に個人的に支配する法人との間で行う競業取引及び利益相反取引は原則として行わないことを「取締役会規定」に定め、その行為を禁止しております。例外的にそのような取引を行う場合は、事前取締役会での審議・決議を要することとしており、会社に不利益とならない体制を整えております。その取引条件、取引内容及び金額を株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

(株主総会招集通知 : <https://www.tkc.jp/ir/calling>)

(有価証券報告書 : <https://www.tkc.jp/ir/statements>)

【原則2-4

その担当部門において、法令遵守の下に、ムリ・ムダ・ムラを省き、継続的な増収増益と社員の待遇改善並びにリスク対策を図る事業計画を策定し、その実行に際しては、積極的な情報共有と担当取締役に対する意見具申を通して、中長期的な企業価値の向上に顕著に貢献した執行役員以上の者。

(2) 独立社外取締役

委員会は、次の条件を満たした者を独立社外取締役として推薦する。

現に又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者でない者。

現に又は最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、又は当社の主要な取引先・その業務執行者でない者。

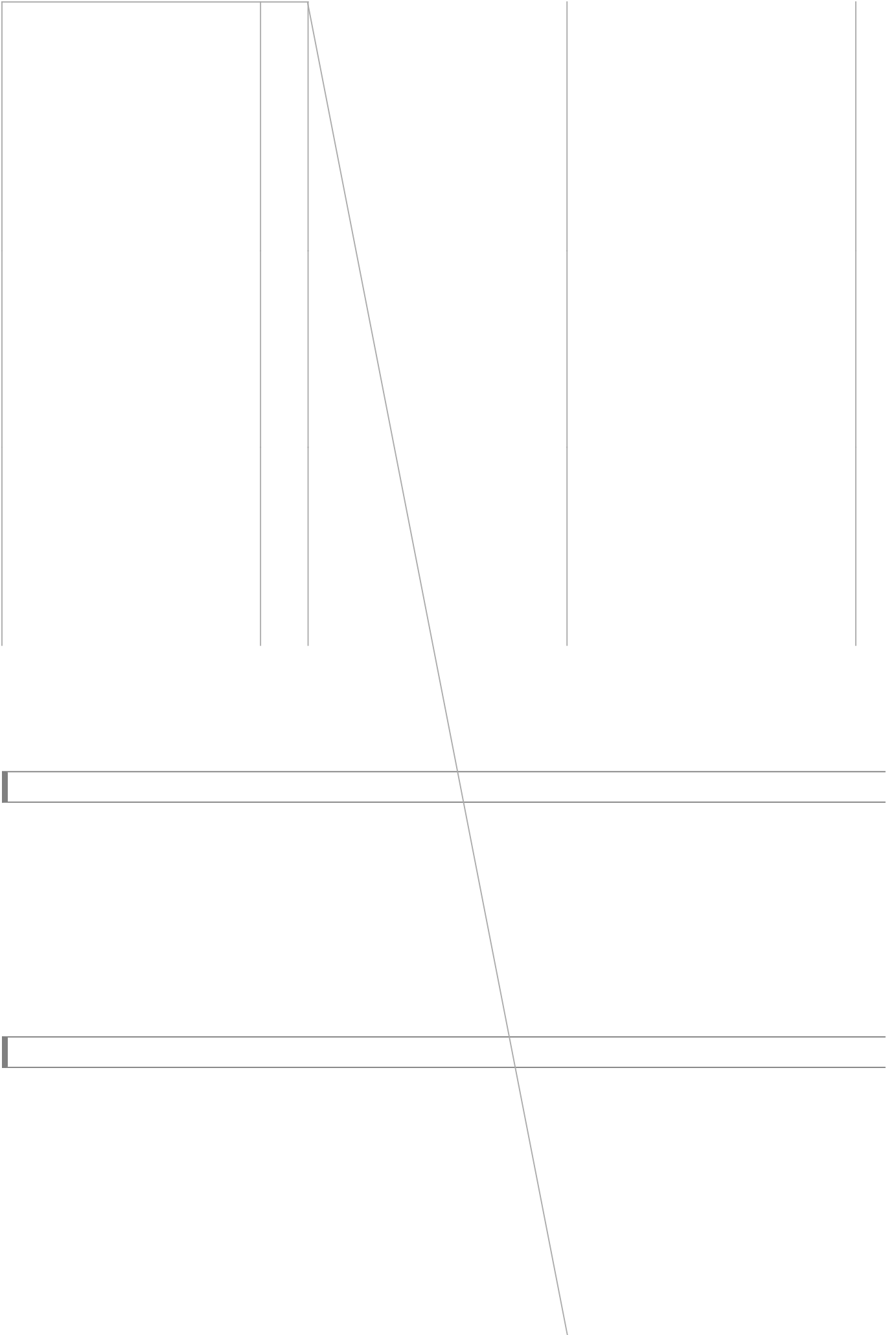
現に又は最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でない者。

現に又は最近において、当社及び当社の子会社の業務執行者の近親者、家













|

|

|

|



元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

## その他の事項

1. 相談役・顧問等に関する社内規定の制定改廃や任命は、取締役会決議事項としております。
2. 飯塚名誉会長は、本人所有の当社株式をTKC全国会会員に贈与することにより、個人株主の増加及び株価の安定に大きく貢献しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行

代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月1回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。

現在、取締役は9名選任されており、社外取締役3名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもっております。これらの業務執行取締役は、毎月の取締役会において、担当部門の業務執行状況を報告しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。

### 2. 監督

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算法人であることから、法に定める株主総会開催期日が年末となります。このため、当社では株主の定時株主総会出席の便を図るため、毎期12月中旬の開催としております。
電磁的方法による議決権の行使	

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

ステークホルダーに対する情報提供に  
係る方針等の策定



















当社が役員に期待する知識・経験・能勾